

サークル申請時に必ず読んでください。

「調査のための費用」「会場費」の考え方について

補助は「組合員さんの学びたい、勉強したい」というお気持ちを応援するものです。対象は「活動する中で調査・研究するのに必要な費用」としてしています。具体的には「書籍購入・資料のコピー、調べる商品の購入費」などです。使用についてわからない場合は 総務部電話 0985 32 - 1234 までお問い合わせください。なお、必ず会計報告のさいに領収書が必要です。また以下の内容は該当しませんのでご注意ください。

交流会やお食事会にかかる費用（飲食物や交流会用の備品、交流会での商品など）

交流会は「研究・調査」ではなく、メンバーのみなさんの交流として考えています。

サークル目的以外で購入した備品（フリーマーケットやクリスマス会など）

サークル本来の目的のための「調査・研究」ではないと考えています。

サークル費は、組合員さんの大切な財産からの補助です。使用については、多くの組合員さんが妥当だと思うような使い方をして下さい。

「会場費」

会場費は、公民館など「公共の会場」を借りた際の使用料の一部として、

〔月当たり1回分1000円以内、年間トータル12,000円を上限に〕

補助いたします。なお必ず領収書が必要です。4～9月の申請は12,000円、10～3月の申請は6,000円を上限とします。また、会場費の補助を調査の費用にあてることはできません

「印刷機・施設の利用」

サークルの会報や連絡網などを印刷する時に紙と印刷機を使う事ができます。内容を確認の上利用を許可しますので、「サークル補助追加申請書」と一緒に「印刷するもの」をお送りください。

ファックス 0985 32 - 3355

「会議室の利用」

支所や本部会議室の使用ができます。必要な場合は「サークル補助追加申請書」を提出してください。なお、業務上の使用を優先しますのでお断りする事もあります。

「発表会」について

サークル活動の応援については、登録をしているサークルの皆様の交流を目的とした「サークル交流会」を10月に、1年間の活動を報告しあい今後の活動に生かしていただくための「発表会」を3月に開催します。

発表会については、1年間の活動を報告していただくことや会計報告の内容確認も含めて行いますので、必ずお1人は参加してください。

サークルについてのお問い合わせは...

組合員相談室 まで(0985 - 32 - 1234

サークル登録および費用補助申請書

申請日 20 年 月 日

代 表 者	名 前	組 合 員	電 話 番 号
			() -
	(住所)		

○サ - クルをやろうと思われたきっかけを教えてください。

サークルをすすめる上で、わからないことや困っていることなどはありますか？

サ - クルの名前は？	
テーマは？ (を)	商品 平和 環境 福祉 家計 子育て
サ - クルの目的は？	
今後どんなとりくみを 予定されていますか？	

○サ - クルのメンバ - を教えてください 組合員 5 人以上からの登録となります

組合員	お名前	組合員	お名前

費用の補助申請 (補助は代表者のくらしの積立に入金します)

会場費 (参考までに、借りる予定の会場名・1 回当りの使用料金・借りる予定回数をご記入ください)

[]

* 公共の場を借りる実費の一部として、月 1 回 1,000 円以内、年間 12,000 円を上限に補助します。

* 4 ~ 9 月の申請は 12,000 円、10 ~ 3 月の申請は 6,000 円を上限とします。

_____ 円

調査に必要な費用

* 書籍など共有の財産になるものや、資料のコピー代、調べる商品の購入費などとして使うことができます。

* 4 ~ 9 月申請分は 10,000 円、10 ~ 3 月は 5,000 円を上限とします。 _____ 円

お問い合わせは 組合員相談室 (0985) 32 -1234 まで	受 付	所属長	総務部	本部長	専務理事 (決済)	組合員相談室	経理部